

香美町周遊型観光バスツアー補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旅行者の費用負担を軽減し、本町への周遊型観光客の誘致を促進するため、町内で周遊型観光をするバスツアー（以下「バスツアー」という。）を実施するもの（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で香美町周遊型観光バスツアー補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 香美町へのバスツアーを実施する団体（香美町内の団体を除く。）
- (2) 香美町へのバスツアーを企画する旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく登録旅行者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当する事業とする。

- (1) バス1台あたり15人以上の参加者（乗務員、添乗員等を除く。）があるバスツアーであること。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の規定に反する行為に該当する場合を除く。
- (2) 旅程等について、次の表の条件を満たすバスツアーであること。

バスツアーの区分	条 件
日帰りツアー	① 町内の有料の観光施設、道の駅、土産物店、飲食店等又はイベント参加（以下「観光施設等」という。）を3箇所以上利用すること。
宿泊ツアー	① 町内の宿泊施設（キャンプ場、コテージ等での宿泊を除く。）に宿泊するとともに観光施設等を2箇所以上利用すること。 ② 宿泊日が日曜日、金曜日及び土曜日、国民の祝日

	<p>に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びその前日、12月29日から翌年の1月3日までの日のみでないこと。ただし、町長が特に認めるイベントに参加する場合は、この限りでない。</p>
--	---

- (3) 国、地方自治体が実施する会議、研修又は学校行事（修学旅行、自然学校等）でないこと。
- (4) 特定の政治、宗教活動を目的とした法人その他の団体でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (6) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (7) 他の自治体等から補助金、助成金等を交付されていないこと。
- (8) 前条第2号に掲げる者が企画した募集型企画旅行の場合、香美町を主目的としたバスツアーであること。

（補助金の対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に使用する車両（以下「貸切バス等」という。）の借上代とする。ただし、通行料、駐車料及びガイド料は除く。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、日帰りツアーについては貸切バス等1台につき20,000円、宿泊ツアーについては貸切バス等1台につき40,000円を上限とする。

2 貸切バス等の借上代が前項に規定する上限額を下回る場合は、当該貸切バス等の借上代を補助金の額とする。

3 前2項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、バスツアー出発日の属する月の前月（以下「出発日の前月」という。）の10日ま

でに香美町周遊型観光バスツアー補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 香美町周遊型観光バスツアー実施計画書（様式第2号）
- (2) バスツアー行程表
- (3) 貸切バス等の借上代の見積書
- (4) その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認める場合は次条に定める交付決定基準の範囲内で補助金の交付を決定し、
香美町周遊型観光バスツアー補助金交付決定通知書（様式第3号）により、
申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する交付決定は、出発日の前月の20日までに行うものとする。

（交付決定基準）

第8条 町長は、補助金交付の公平を図るため、次に定める基準により交付決定数を制限することができる。

- (1) 1旅程あたり貸切バス等2台を限度とする。
- (2) 宿泊ツアーにおいては、宿泊予定先が同一の場合は、一宿泊予定先あたり10件を当該年度の補助金交付決定数の限度とする。
- (3) 申請者数が多いときは、予算の範囲内で1か月あたりの補助金交付決定数を定めるものとし、抽選により補助金を交付する者を決定するものとする。

（事業の変更等による補助金等の変更交付の申請）

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、香美町周遊型観光バスツアー補助金変更交付申請書（様式第4号）に変更内容のわかる資料を添付してあらかじめ町長に提出しなければならない。

- (1) 実施期間
- (2) 宿泊施設
- (3) 貸切バス等の借上代
- (4) その他町長が必要と認める事項を変更しようとするとき。

2 前条の規定は、前項の補助金等変更交付申請書の提出があった場合に準用するものとし、その旨を当該申請を行った者に香美町周遊型観光バスツアー補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 事業内容の変更等に伴う補助金等の増額は、原則として行わない。
（補助金の実績報告）

第10条 第7条又は前条の規定による決定を受けたもの（以下「補助決定者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに香美町周遊型観光バスツアー補助金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 香美町周遊型観光バスツアー実施報告書（様式第7号）
- (2) 香美町周遊型観光バスツアー宿泊証明書（様式第8号）
- (3) 貸切バス等の借上代の請求書の写し又は領収書の写し
- (4) 観光施設等の利用を証するものの写し
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の請求）

第11条 補助決定者は、前条の規定による書類等を提出し、町長の審査を受けた後、香美町周遊型観光バスツアー補助金請求書（様式第9号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書が提出された後に補助金を交付する。
（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年9月15日から施行する。

（香美町宿泊バスツアー等補助金交付要綱の廃止）

2 香美町宿泊バスツアー等補助金交付要綱（平成27年香美町告示第45号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この告示の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示による改正後の第3条及び第5条の規定は、平成28年4月1日以降のバスツアーに適用し、同年3月31日以前のバスツアーについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(平成29年4月のバスツアーの申請の特例)

- 3 第6条の規定に関わらず、平成29年4月のバスツアーの申請については平成29年4月1日までに行うものとする。